

富津市災害時協力井戸の登録に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「富津市地域防災計画」に基づき、震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、災害時における協力井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の対象となる井戸）

第2条 登録の対象となる井戸は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸とする。

- （1）市内に所在する電動式、手動式若しくは電動・手動式併用のポンプ井戸又は自噴井戸であること。
- （2）所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- （3）災害時に近隣住民等へ生活用水の提供ができるよう、所有者等において継続的かつ適正に管理されていること。
- （4）洗面、洗濯、トイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- （5）災害時協力井戸が所在する旨の標識等を当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀等の近隣の住民から認識しやすい場所に表示・設置することについて、当該所有者等が同意していること。
- （6）市ホームページ、広報紙等に災害時協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等が同意していること。
- （7）災害時協力井戸の所有者等及び所在地を区長、自主防災組織の長等の市民に情報提供することについて、所有者等が同意していること。

（登録情報の管理）

第3条 市長は、富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）に基づき、災害時協力井戸の登録に関する内容を適切に管理しなければならない。

- 2 市長は、災害時協力井戸に関する現状把握に努め、災害時協力井戸に関する情報を定期的に更新し、これを市民に公表するものとする。

（利用条件の周知）

第4条 市長は、震災等の災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(登録の手續)

- 第5条 災害時協力井戸として市長の登録を受けようとする所有者等は、富津市災害時協力井戸登録申請書（別記第1号様式）により申請するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに現地調査等の必要な調査を行い、登録の可否を決定するとともに、申し込みをした者に対し、富津市災害時協力井戸登録可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(登録期間)

- 第6条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年度とする。ただし、当該登録期間の満了までに登録解除の申請がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録解除)

- 第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。
- (1) 所有者等から富津市災害時協力井戸登録解除申請書（別記第3号様式）による申請があったとき。
 - (2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 市長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の場合においては、富津市災害時協力井戸登録解除決定通知書（別記第4号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

附則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。